

○建設部長（小野光朗君）　ちよつと今、その数値は記録を今持っていないので、後ほど報告を申したいと思います。

○議長（仲村清信君）　暫時休憩いたします。

午後四時四十六分 休憩

午後四時 五十分 開議

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（小野光朗君）　　どうも答弁に落ちがかりまして、申しわけございませんでした。

一年間の月々の中のはらつきでございますけれども、二月分というふうなことになるので、二月分で申し上げますと、基本料金でございますけれども、金額といたしまして六月、七月の場合が百四十万円。それから八月、九月が、やはり百四十万円。多いときが十月、十一月でございますけれども、百八十一万六千六百二十五円、あるいは二月、三月が百六十四万四千二百二十五円という状態でございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君）　わかりました。要するに、基地のことは皆さん御承知のとおり、中に大きな井戸がありまして、そこでくみ上げているという形で、実際にだから、水道料金で市から買っている量と実際に下水から出る量の差のところは、要するに地下水という形に考えられますね。それで、この間ずっと地下水の問題が全国的にといえますか、世界的に問題になっていまして、どんどん米軍だからといって地下水をくみ上げてよろしいということにならないわけですけれども、私としては、やはり米軍の水の使い方に関するきちんとした態度が、市側はとるべきではないかというふうに思っています。

この十月、十一月と二月、三月に基本料金を超しているというのは、この間が割と井戸水の出が悪いのかどうかわかりませんが、今後、そこは調べていかなければならないと思います。以上、終わります。

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、建設委員会に付託することに決
定いたしました。

ただいま建設委員会に付託いたしました議案第九十五号は、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、閉会中の継続審査とすることにより決定いたしました。

[illegible]

○議長（仲村清信君）
日程第二十四 議案第九十六号 市道田園二八号線外二路線改良工事（五日・綾熊川）

（東秋留間一K三七六M付近立体交差工事）委託契約を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきまして、議案第九十六号 市道田園二八号線外二路線改良工事（五日線熊川く東秋留間一K三七六M付近立体交差工事）委託契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、南田園地区の住民の利便を図るために、ＪＲ五日市線線路の盛り土部を道路として貫き、田園一八号線、いわゆる田園通りと並行に新しい道路をつくらうとするものでございまして、そのうち、五日市線熊川から東秋留間一キロ三百七十六メートル付近の立体交差工事を施行しようとするものでございします。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に

関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。それでは、まず当該工事の概要につきまして説明を申し上げます。なお、別添の案内図を御参照いただきたいと存じます。工事は、五日市線線路の盛り土部を、現在の道路面から四・五メートル内径高さの道路として貫き、下へ二・六メートルの高さの下水路をつくり、部材の厚さを加え、七・九メートルの高さで、幅は内径八・〇メートルとなるものです。パイプビーム工法で仮設施工をしまして盛り土を除去し、コンクリートカルバートを打設することによりまして、道路と下水路を同時に築造する工事でございます。また、この工事を行うに先立って富士見橋を工事の障害になる関係から撤去いたしますが、仮設階段を設けて、利用者の皆様方に御不便をかけないようにいたします。完成時には、歩行と同時に自転車を押していくことができる車路つき階段といたします。その他、擁壁工、のり面工、舗装工、照明灯が含まれるわけでございます。以上が工事概要でございます。

次に、契約の關係につきまして、本議案に記載してございますとおり、契約の目的は市道田園二八号線ほか二路線改良工事、五日市線熊川から東秋留間一キロ三百七十六メートル付近立体交差工事で、契約の方法は地方自治法第二百三十四条第二項の規定によります随意契約でございます。契約の金額は四億三千七百四十八万九千円でございまして、この金額は消費税一千二百六十六万一千円が含まれたものでございます。

なお、この契約にかかわる予算でございしますが、本事業が二カ年にわたるということから、当初予算におきまして、債務負担行為といたしまして計上させていただいております。次に委託の期間でございしますが、契約確定の日から平成三年三月三十一日までと相なっております。契約の相手方は、東京都千代田区丸の内一丁目六番五号、東日本旅客鉄道株式会社東京圏運行本部長、佐々木康治でございます。

以上、まことに雑駁でございますが、よろしく御審議を賜りまして原案どおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） いよいよこの立体交差が出てきたわけですが、前々から下の川関連ではお聞きしているわけでございますけれども、特に九月七日の日にはたまたま下の川改修工事、その三の説明会があったわけですが、その際に、この下の川付近の方が、それぞれ何名か御参加いただいて、私もそういう場に参加させていただきました。やはり市当局に対する要望として出されていたことは、下の川そのものよりも、むしろ五日市線立体交差にかかわることについての要望が、非常に多かったわけですが、この川は、結局ここを抜くことによって、暴走族の通路となる心配があるということが一点。それから、やはりそういうところから歩道ぐらいいで十分ではないかという点。もっと進めれば、余りこれは住民のためにはならない道路ではないか。そういう声も出されました。これは、参加者そのものは、確かに少なかったわけですが、しかし、参加者すべてがそういう意見だったと思うわけですね。で、この日は下の川改修工事、その三の説明会でありまして、これに対する明快なといいますか、的確な答弁といたしたのはなかったと思うんですが、こういうことがあるわけです。この説明会には、当然担当の建設部長、また下水道課長その他担当者が出席しておったわけでありまして、こういう点については、どういふふうに市当局といえますか、市長の答弁をいただくのが一番だと思えます。いよいよ始まるわけで、住民は大変心配しているんです。そういう点で、しゃにむにこれをやるんだということであると、やはりつい最近、臨時駐車場の問題で付近住民によく周知徹底せしめると、そういう声も聞くという、その教訓から学び取るということは何にもせずしてしまおうつもりなのかどうなのか、その辺も含めてお聞きしたいと思っております。

○建設部長（小野光朗君） この前の説明会には私も出席していて、質問の内容等については承知しております。

いずれにいたしましても、この下の川の改修工事につきましては、福生市の田園地区の緊急災害対策用の避難路にもなりますし、交通の円滑化を図るためにも必要だというふうに解釈しております。また、あの立体交差化というか、JRののりです、あれを縦断していくということも、やはり交通の円滑化にも必要じゃないかというふうに解しております。また、そのために、説明会のときに、市民の方の一部から、

非常にあそこが立体交差化することによって、暴走族が入ってきたり、通路が非常に交通が頻繁になって、非常に環境が悪くなるし、交通安全に危険だという御意見もありました。しかしながら、今後、この工事が終わりました、やはり交通安全とか円滑を図るために、どういうふうなことをすればいいかということとを、これから検討しなければならなくなるわけでございます。そのときに、交通規制というふうな問題としては速度問題、速度の制限あるいは信号、標識あるいは下の表示、歩道、その他さまざまな安全対策とか既成の設備とか施設ですね、それらも含めまして十分安全な交通の体系がとれますように努力していきたいと思っております。

また、こういうこととともに、あのときにも、たしか緑というふうな問題もございましたが、十分それらも配慮しながら、緑の保全等も含めながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○十一番（松山 清君） 市長はこの問題については、答弁するつもりは全くありませんか。むしろ、これだけの大きな問題なんですから、担当部長に答弁をさせて、それを追認するというか、それでいいんだということは、ちょっと私としては納得がいかないんです。

いずれにしても、部長がああだこうだ言うんですけれども、何もまだ具体的なものは全然ないわけでしょう。まず、抜くことが先にありませんか。それをやってしまえば、あとは問題があればその対応をするということなんです。問題やはり、今の時点からきちっとやっておかなきゃいけないわけです。私は再三実際に交通の流れは相当変化いたしますよと言っています。だから、現状の把握もきちっとしないということなんです。一向にやろうとしないんです。これは、もうかなりのね、交通の量の流れの変化というのはあるわけです。信号機だとか交通規制だとか、そういうものだけで、その問題が解決つくな、今ごろ暴走族等は一人もいないですよ。とにかく、そういう問題がたくさん絡んでいる問題なので、この工事をやる前に、きちっと住民にも説明し、ましてや、こういうものの対策というものをきちっとしない限り、私自身は賛成しかねるわけです。

そういう点で、ぜひ市長のそういう付近住民に対する交通問題等の対策について、お聞かせいただきたい

と思います。そして、それはいわゆる臨時駐車場にもあらわれたように、ああいう教訓を踏まえた上で、ぜひお聞きしたいと思っております。担当部長の説明では、私は納得がいきません。

○助役（浅見裕康君） 今、いろいろ工事に絡んでの住民要望、こういったものを含めまして御指摘をちょうだいしたわけでございます。私どももいたしましたものは、いつの工事でも同じでございますけれども、十分そういう現場においての留意、あるいは今後の一つの道路が貫通した場合の点につきましては、現在、既に、今、建設部長がお話いたしましたように、交通安全的なそういった面も十分考慮した中の管理をしていくと、こういう形で進みたいと思っております。

したがって、前回、一般質問ちょうだいしましたそういった一つの地元とのコンセンサスですか、そういうものについては十分考慮して取り組んできたつもりでございます。これからそういった点については、その辺のところ十分認識した上において取り組んでいきたいと、かように考えております。

○十一番（松山 清君） いずれにいたしましても、この問題は大変大きな影響を及ぼすと思います。立体交差による利便さというか、それと同時に失うべきものも相当に大きなものがあると思います。その第一番目は交通問題の著しい増加ということになると思います。そういう点では、この工事につきましてもこの付託契約について、大変、私たち賛成しかねることは、もう申すまでもないわけで、同時に今後この付近住民との要望等の十分な配慮、そういうものを強く申し上げて、この場を終わりたいと思います。

議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。
これより議案第九十六号について採決いたします。

お諮りいたします。
本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 賛成多数であります。よって議案第九十六号は、原案のとおり同意されました。

○議長(仲村清信君) 午後五時 四分 休憩 五時十五分まで休憩いたします。

午後五時 四分 休憩
午後五時二十分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十五 議案第九十七号 多摩河原公園(仮称)新設工事請負契約を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 野沢久人君登壇)

○企画財政部長(野沢久人君) 御指名をいただきましたので、議案第九十七号 多摩河原公園(仮称)新設工事請負契約につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は建設省の御理解を賜りまして、多摩川の河川敷を利用いたしまして、自然との調和のとれた親水施設を持ち、各種の機能を備えた多摩河原公園新設工事を施行いたそうとするものでございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げたものでございます。

それでは、当該工事の概要につきまして説明を申し上げます。

主な内容としたしましては、全体面積が七万一千五百七十二平方メートルでございまして、そのうち、建設省よりの占用面積が六万五千七百五十六平方メートルとなっております。園内の施設の内容でございますが、園路が千九百三十一メートル、広場といたしまして二万五千二百三十三平方メートル。そのうち芝広場が一万九千四百五十三平方メートル、イベント等に供するダスト舗装広場が五千七百五十平方メートルでございます。それと湿生を生かした植物や萩、ツツジ、水仙等の花壇七千四百八十三平方メートル、水

に親しむ施設といたしましては三百三十一平方メートルの池、水路六百二十九メートル、取水、取りつけ水路二百四十四メートルの管路がございまして、植栽につきましては、なるべく自然林を残し低木の植栽をいたします。そのほか、遊具、キャンプ施設、便所等を建設しようとするものでございます。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が多摩河原公園(仮称)新設工事で、契約の方法といたしましては、指名競争入札による契約でございます。契約の金額は二億九千二百五十二万円でございます。この金額は消費税八百五十二万円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考にしていただきたいと思います。次に工期でございますが、契約の確定の日から平成二年三月三十一日までとなっております。契約の相手方は東京都港区芝浦三丁目一二番八号、安藤建設株式会社代表取締役、長澤光一でございます。

なお、本工事の施行管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました新構造技術株式会社と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案のとおり御同意くださいますようお願いを申し上げます。説明といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十六 議案第九十八号 多目的広場新設工事請負契約を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第九十八号 多目的広場新設工事請負契約につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、防衛施設庁の御理解をいただき、用地をお借りすることができましたので、社会体育施設整備の一環といたしまして、多目的広場新設工事を施行いたそうとするものでございます。その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得るべく御提案申し上げます。

それでは、本工事の概要につきまして御説明を申し上げます。

主な施設の内容といたしましては、敷地面積一万三千五十八・八六平方メートルの中に、球技施設といたしまして、三面のグラウンドを建設いたそうとするものでございまして、一面は四千二百八十五・二五平方メートルのグラウンドで、主として少年野球場として整備をいたします。このグラウンドはソフトボール場、サッカー場としても利用できるようになっております。二面は六千八百九十三・二七平方メートルのグラウンドで、主として軟式野球場として整備をいたします。このグラウンドも、先ほどと同様にサッカー場、ソフトボール場として利用できます。三面は千八百八十・三四平方メートルでございまして、お年寄りのためのゲートボール場、二面を備えた広場を整備いたします。そのほかの施設といたしましては、便所一棟、物置二棟等を建設しようとするものでございます。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように、契約の目的が多目的広場新設工事で、契約の方法といたしましては指名競争入札による契約でございます。契約の金額は一億六千九百四十三万五千円ということでございまして、この金額は消費税四百九十三万五千円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御

参考に供していただきたいと思います。次に工期でございますが、契約の確定の日から平成二年三月三十一日までとなっております。契約の相手方は東京都福生市志茂一六一番地、田村建設工業株式会社代表取締役、田村洋一郎でございます。

なお、本件に対します関連行為といたしましては、別途に分離発注しております。植木移植工事につきましては、株式会社昭立造園と三千三十八万五千円で契約を予定しております。

また、本工事の施行管理につきましては、本工事の実施設計を委託いたしました新構造技術株式会社と委託契約をいたす予定でございます。

以上、まことに雑駁な説明でございますが、よろしく御審議を賜りまして、原案のとおり御同意をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十七 議案第九十九号 福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、議案第九十九号 福生市教育委員会委員の任命について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、大野達夫氏は平成元年十月二十日をもって任期満了でございます。大野達夫氏におきましては、既に一期教育委員会委員を務められ、熱心に教育行政に取り組まれ、大変経験が豊かな方でございます。したがって、再度御就任をいただくよう考えておりますので、本日議案といたしまして、御同意方、御提案申し上げた次第でございます。

大野達夫氏の履歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

何とぞよろしく御審議をいただきまして、御同意賜りますようお願い申しまして、説明にかえさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(松山 清君) 一点だけ、お聞きしましょう。

この大野さんという方、私、余り存じません。ここでお聞きしたいのは、昨年の九月もこれと似たようなことをお聞きしたんですが、昨年の市長選挙の際に、この大野達夫さんという福生一〇二八番地にお住まいのこの方から、市長は選挙のときに幾らか寄附をいただいていると思うんですが、それについて、幾らなのか、ひとつお示しいただきたいと思うんです。

昨年は、ちょうど九月、やはり今ごろですけれども、もう一人の田村征利さんを教育委員に選任するときに、そのことをお聞きいたしましたら、寄附云々のことに關しましては、答える必要がないと思いますというので、とうとう答えなかったんですが、そういうことは、本来答えないなんていうことはできないわけなので、調べてでも何でもいいから、ひとつお答えいただきたいと思ひます。それは、なぜ聞いているかという、市長とこの方がどれくらい結びつきが強いかということを知る上で、私はやはり重要な問題だと思うんです。そういう点で、お答えいただきたい。

ちなみに、ここにおられる方、相当四十何人かいると思うんですが、この四十人からの方は、市長に金一封なんて持っていつている方はだれもないわけですからね。そのことだけ申し述べて、大野さんとの関係、そういう点での関係をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長(石川彌八郎君) 一年数カ月前のことでございますので、全く記憶がございません。

○十一番(松山 清君) 記憶がないんじゃないかと、それは調べりゃわかることなんです。それでは、記憶がないということは、もらっていないということでは、決してないと思うんです。時間があれですから、私はもうそこで押し問答してもしようがありませんけれども、去年は、そういうのに答える必要がないと。きょうは、もう今度は一年過ぎたら、もう記憶にないということになったんですから、まあいいかなものかと思うんですが、自分にそういうことやってくれた人の金額ぐらいは覚えておいた方がいいんじゃないですか。この方は金額は一万円ですね。昨年の田村さんという教育委員の方は、御自分が三万円です、そこで申しましたように、その関連会社から市長の集めた資金の一割ぐらい、そういう関係から入った。

だから、金額の大小ではなくて、特に私は思うんですが、田村さんの場合は、出したときはまだ教育委員じゃなかった。しかし、この方は現職の教育委員なんです。出しているのはね。いささかどうかと思ひます。そういう点では、さっきも言いましたように、ここにいるこの政治活動を一生懸命やっておられる皆さんだって、そういうことは別に出しちゃいないんだから、そういうことから見ると、非常に特異な存在だと、私は思うわけです。(「出してゐる」と呼ぶ者あり)……です、出している……(「かもしれないですから」、「そっちは思ってたて出しているかもしれない」と呼ぶ者あり)……出していると、たと問題なんだ、これは。出しているという報告がないんだから。そうすると、教育委員会という、たった五名の教育委員会のうち、お二人も市長に金一封を持っていくような方を選ばなくてはならない、それくらい福生市には人物はいませんか。その上、もう一人教育長は、もうこれ再々言いませんけれども、とんでもない発言をします。そういう人たちで、この五人のうち三人の教育長と市長は大変幼なじみだそうなんですけれども、もうそういう関係の方しか教育委員にできないというのは、まことに私は情けないと思う

んです。なぜかと言えば、それは将来、福生市の子供のための教育行政をあずかる、言ってみれば大変重要な部署の方なんで、いささかそういう点では、市長の見識を疑わざるを得ないんです。

そういう点では、もう結論からいえば、この方については私も反対でございます。また、そういう点も十分配慮して、今後、教育委員についてはやっていただきたいということだけ申し述べておきたいと思

います。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議ありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第九十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十八 議案第百号 義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（八番 林田 武君登壇）

○八番（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第百号につき、提案理由を説明させていただきます。

本案は、先ほど陳情第一一九号、陳情第一一十号が採択されましたことに伴う意見書案であります。当

議会では、昭和六十三年三月と同年九月定例会において同趣旨の意見書を全会一致で可決し、関係行政機関に提出したことは、御承知のとおりであります。昭和二十七年に制定された義務教育国庫負担法によれば、必要とする経費はすべて国が負担することになっていたわけですが、国の財政再建の名のもとに、昭和六十年に義務教育国庫負担法の改正がなされ、同法の対象から教職員の旅費や児童生徒の教材費が削減、除外され、各自治体においては教育レベルを維持する上で、財政を大きく圧迫してきているのが現状であります。国庫補助金一括削減法は時限立法により、昨年で三年間の期限が切れたにもかかわらず、国では、さらにこれを継続していくんだというような考えであり、引き続き恒久的に削減されることになると、財政基盤の脆弱な地方自治体にとって、これ以上の負担増は放置できないことであり、既に除外されている部分や減額分を早急に復元する等、義務教育費の国庫負担制度を堅持すべく、本意見書を提案申し上げた次第であります。

よろしく御審議賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第百号は原案のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 暫時休憩いたします。

[illegible]

○議長（仲村清信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(須崎議事事務局長報告)

二、議案書の訂正方について（別添参照）

ので、委員長から報告を願います。

○議会運営委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、報告いたします。

以上、報告といたします。

新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって新たに提出された議案一件を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

ます。

(十番 村野和一郎君登壇)

せていただきます。

次第でございます。

せていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

○議長（仲村清信君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第百一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第百一号は、原案のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 日程第二十九 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

三常任委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定によりお手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が十件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第一一十一号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る九件については、総務、厚生、農林の三委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本九件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって本九件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第三十 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもち平成年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後五時五十分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

村尾 議員

田村 議員

仲村 清信
村尾 栄次
田村 正秋

議員 大森 進

議員 野口 秀世

大森 進
野口 秀世

(写)

福総文発第千九百三十号

平成元年九月二十日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

追加議案の送付について

平成元年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第九十号 昭和六十三年福生市一般会計決算認定について
- 二 議案第九十一号 昭和六十三年福生市国民健康保険特別会計決算認定について
- 三 議案第九十二号 昭和六十三年福生市老人保健医療特別会計決算認定について
- 四 議案第九十三号 昭和六十三年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

- 五 議案第九十四号 昭和六十三年福生市下水道事業会計決算認定について
- 六 議案第九十五号 昭和六十三年福生市受託水道事業会計決算認定について